

■ラクロス保険に関する質問事項

対象者： 大学生男女ラクロス**プレイヤー** *コーチ・スタッフ・マネジャーは含まない
 協会登録： **最終登録番号**有り 申請から承認日の承認日以降、脱退までの**個人登録**
 団体保険なし
 保障対象： **練習場**への集合・練習・後片付け・解散までの時間

JLA 保坂様にお伺いしたい事項(黄色箇所)

2018年1月11日
 青山学院大学男子ラクロス部OB会会長 温湯
tatsuya_nukuvu@mail.tovota.co.jp

*17/2 日本ラクロス協会 団体保険 説明資料より抜粋

分類	連番	個別保障 *太字はJLA様の保障	主な内容	保障範囲 適用時間帯				日本ラクロス協会(JLA) 保険内容				JLA様への質問	大学側での自主的な保険事例
				自宅	通学	練習	他	費用 (円/年)	限度額 (円)	注記	条件		
死亡高度障害	①	死亡保障	死亡や高度障害になったとき			○						Q1 ラクロスプレー時の事故が原因で死亡や高度補償が必要になった場合の対処方法	Q14 各大学で自主的にセーフティネットを準備されているケースがあればご教授ください。 どうぞ宜しくお願い致します
ケガ	②	医療保障	病気やケガで入院したり手術を受けたとき			○		1,500 15,000	入院 手術	事故日を含めて180日以内 事故日を含めて180日以内	JLトリスクサービスジャパン JLトリスクサービスジャパン	Q2 当該保障に関する保険費用はいくらでしょうか。相場観の把握のため、極力回答をお願いしたく。	
	③	先進医療保障	病気やケガで先進医療による治療を受けたとき			○						Q3 ラクロスプレー時の事故が原因で先進治療が必要になった場合の対処方法	Q15 各大学で自主的にセーフティネットを準備されているケースがあればご教授ください。 どうぞ、よろしく願い致します
	④	自宅療養保障	病気やケガで学校を休み、自宅療養したとき			○						Q4 ラクロスプレー時の事故が原因で自宅療養が必要になった場合の対処方法	
	⑤	ケガ通院保障 ケガ後遺症保障	ケガで通院したり後遺障害を被ったとき			○		750 7,500	入院を伴わない手術	事故日を含めて180日以内 事故日を含めて180日以内	JLトリスクサービスジャパン JLトリスクサービスジャパン	Q5 当該保障に関する保険費用はいくらでしょうか。相場観の把握のため、極力回答をお願いしたく。	
介護	⑥	介護保障	自身が要介護状態になったとき			○						Q6 ラクロスプレー時の事故が原因で介護が必要になった場合の対処方法	
身の回りの事故	⑦	賠償責任保障	他人を傷つけたり他人の財物を損壊し法律上の損害賠償責任を負ったとき		○	○	○	1億円/1事故 免責(1千円/1事故)		保障範囲は練習時のみに限定		Q7 通学時などの練習以外の場所で、他人の財物を損害させた場合の対処方法 Q8 当該保障に関する保険費用はいくらでしょうか。相場観の把握のため、極力回答をお願いしたく。 Q9 最大1億円/1件とのことですが、損害賠償されるケースとされないケースの境目があるのでしょうか	Q16 各大学で自主的にセーフティネットを準備されているケースがあればご教授ください。 どうぞ、よろしく願い致します
	⑧	アクティブ保障	ラクロス用品や身の回り品が損壊したり、日本代表等の遠征で多額の費用が突如かかったとき	○	○	○	○					Q10 ラクロスプレイヤー自身の携行品が故意ではなく破損などした場合の対処方法。 思いがけない多額の費用発生が想定された時の支援の有無。	
サービス	⑨	示談代行	保険会社による被害者との示談交渉			○				なし		Q11 仮に示談サービスを付随させると、費用はどのぐらいかかるのでしょうか	

(上記①-⑨とは別の領域に関する質問です)

過去事例	—	過去最大の医療保障や賠償責任	—			○		—		なし		Q12 過去最大事例の金額を教えてください。またその学びから、どのように改善策を立案されたのか教えてください。	
保障対象場所	—	練習場所の意味	—			○		—		なし		Q13 練習場所とはどこからどこまでを指しているのでしょうか。公式試合や練習試合も練習場所に含まれるという理解で良いでしょうか。教えてください	

○	Q1-1	団体保険の普通傷害保険の対象に、死亡保障が含まれているかどうか。及び含まれている場合でも制限がある場合はその内容。	済	
○	○	Q1-2	団体保険の普通傷害保険の対象に、死亡保障が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する1人当りの大よその費用。	→
○	○	Q1-3	団体保険の普通傷害保険の対象に、高度障害に関する補償が含まれているかどうか。及び含まれている場合でも制限がある場合はその内容。	済
○	○	Q1-3	団体保険の普通傷害保険の対象に、高度障害に関する補償が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する1人当りの大よその費用。	→
○	○	Q2-1	日本ラクロス協会会費の内、普通傷害保険に関する1人当りの大よその費用。	済
○	○	Q2-2	日本ラクロス協会会費の内、普通傷害保険の入院・手術の部分に関する1人当りの大よその費用。	済
○	○	Q3-1	団体保険の普通傷害保険の対象に、先進医療保障が含まれているかどうか。及び含まれている場合でも制限がある場合はその内容。	済
○	○	Q3-2	団体保険の普通傷害保険の対象に、先進医療保障が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する1人当りの大よその費用。	→
○	○	Q4-1	団体保険の普通傷害保険の対象に、自宅療養補償が含まれているかどうか。及び含まれている場合でも制限がある場合はその内容。	済
○	○	Q4-2	団体保険の普通傷害保険の対象に、自宅療養補償が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する1人当りの大よその費用。	→
○	○	Q5	日本ラクロス協会会費の内、普通傷害保険の通院の部分に関する1人当りの大よその費用。	済
○	○	Q6-1	団体保険の普通傷害保険の対象に、介護保障が含まれているかどうか。及び含まれている場合でも制限がある場合はその内容。	済
○	○	Q6-2	団体保険の普通傷害保険の対象に、介護保障が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する1人当りの大よその費用。	→
○	○	Q7	団体保険の賠償責任保険の対象に、団体の指導管理下以外で発生した事故について、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する1人当りの大よその費用。	→
○	○	Q8	日本ラクロス協会会費の内、賠償責任保険に関する1人当りの大よその費用	済
○	○	Q9	法律上の賠償責任を負った場合でも、賠償責任保険で補償されない事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	→
○	○	Q10-1	スポーツの競技で使用する用具(ラクロスの場合はクロス・防具・靴・ユニフォーム)が、競技・練習中に損壊した場合、その修理または購入にかかる費用を補償するような保険が存在するか。及び存在する場合は、その内容。	済
○	○	Q10-2	スポーツの海外遠征において、急激な為替変動により、日本円で当初の予算を超える多額の費用が発生した場合に、それを補償するような保険が存在するか。及び存在する場合は、その内容。	済
○	○	Q11	団体保険における賠償責任保険の適用を申請するに当たり、その事案ごとにオプションで「示談代行サービス」を申請することが可能かどうか。可能である場合は、1事案あたりの費用。	済
○	○	Q12-1	団体保険の賠償責任保険の部分で、過去の支払金額が高かった事例とその金額	済
○	○	Q12-2	団体保険の普通傷害保険の部分で、過去の支払事例において最も支払金額が高かった事例とその金額	済
○	○	Q12-3	「次善策の立案」とは、何の部分に関する次善策を指されているでしょうか？	→
○	○	Q13	団体保険では「指導管理下の競技・練習中」と規定されています。「練習場所」とは、どこの部分の文言を指されているでしょうか？	→
○	○	Q14-1	ラクロスにおける各大学チーム、クラブチームにおいて、死亡保障・高度障害に関する補償に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q14-2	団体球技スポーツにおける大学チームにおいて、死亡保障・高度障害に関する補償に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q15-1	ラクロスにおける各大学チーム、クラブチームにおいて、先進医療保障に関する補償に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q15-2	団体球技スポーツにおける大学チームにおいて、先進医療保障に関する補償に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q15-3	ラクロスにおける各大学チーム、クラブチームにおいて、自宅療養保障に関する補償に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q15-4	団体球技スポーツにおける大学チームにおいて、自宅療養保障に関する補償に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q16-1	ラクロスにおける各大学チーム、クラブチームにおいて、介護保障に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q16-2	団体球技スポーツにおける大学チームにおいて、介護保障に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。	済
○	○	Q16-3	ラクロスにおける各大学チーム、クラブチームにおいて、賠償責任保険に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q16-4	団体球技スポーツにおける大学チームにおいて、賠償責任保険に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q16-5	ラクロスにおける各大学チーム、クラブチームにおいて、賠償責任保険に関して独自に保険契約を締結している事例の有無。及び事例がある場合はその内容。	済
○	○	Q16-6	団体球技スポーツにおける大学チームにおいて、賠償責任保険に関して独自に保険契約を締結している場合に、示談代行サービスが含まれているものが一般的であるか、例外的であるか。	済

団体保険の普通傷害保険の対象に、死亡保障が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する補償額と1人当りの大よその費用。

団体保険の普通傷害保険の対象に、高度障害に関する補償が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する補償額と1人当りの大よその費用。

団体保険の普通傷害保険の対象に、先進医療保障が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する補償額と1人当りの大よその費用。

団体保険の普通傷害保険の対象に、自宅療養補償が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する補償額と1人当りの大よその費用。

団体保険の普通傷害保険の対象に、介護保障が含まれていない場合、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する補償額と1人当りの大よその費用。

団体保険の賠償責任保険の対象に、団体の指導管理下以外で発生した事故について、今後、「会員(選手)ごとに、オプションで付けることが可能」な保険内容に変えていくことは可能か。及び可能である場合は、そのオプションに関する補償額と1人当りの大よその費用。

賠償責任有無の判断基準・項目はそもそもどのように理解すればいいでしょうか。法律上の賠償責任を負った場合でも、賠償責任保険で補償されない事例の有無。及び事例がある場合はその内容。

なるほど。為替変動は大きいかも知れませんが

「次善策の立案」とは、JLA様が領域カバーされているの医療保障と賠償責任保障(Q2・Q7-9)の賠償事例を指しています。JLA様が領域カバーされているの医療保障と賠償責任保障(Q2・Q7-9)の賠償事例を分析した結果、被害者側が納得できる十分な保障領域と不足領域があったのではないかと考えます。担当保険会社様がJLA様との契約以外に特約といったものを改善提案されて現行の保険の仕組みになったことに加え、未カバー領域について議論された経緯の有無を教えてください。

「指導管理下の競技・練習中」を、練習場所のみ？と勝手に場所指定があると理解してしまい、対象場所の有無を危惧しました。競技の中に公式試合と練習試合も入るのですか？そして、「指導管理下」というのはどういう条件でどこからどこまでを指しているのでしょうか。「競技・練習中」という表現には例えば新人勧誘のためのデモ試合なども含まれるのでしょうか。

ヒアリング対象をラクロス以外の団体球技スポーツに拡げてもらい、感謝します(以下同じ)

共有)弁護士無料相談結果 9/23日 Aoyama Green Festival 2018にて

幹事会 各位

昨日の第2戦勝利、おめでとうございます

小生は千葉大グラウンドで観戦し
力強い後輩達のプレーの姿に勇気付けられました。
コマツ、クマ、ミウラ、マツノほかOB数名が駆けつけてました。
Player! もHP掲載しておきました、これいいですね。
<http://www.alumni-aogaku.jp/ivy078/index.php>

現場で見てもタイムラグは40-50秒、ほとんどリアルタイムです。
素晴らしい!
昨年から聞いていた千葉大の素晴らしい人工芝グラウンドを見て感心、
真横にある陸上競技場のボロボロさと対照的でした。

同窓祭

また、同日、第25回青山学院大学同窓祭が青山キャンパスで開催されており、
法学部同窓会主催の無料法律相談会に参加しましたので情報共有しておきます。
<http://aogaku-doso.jp/>

相談事項は、スポーツ傷害時の弁護について、になります

本年5月の日大アメフト部ラフプレー問題で検討課題と再認識し
気になっていた事項です。

**万が一、故意に相手選手を傷つけ、学校法人青山学院に
多大な影響を与えると判断できる場合、
その時に誰か守ってくれる弁護士はいるのか、
OB会はいかに行動すべきか、**

が気になっていましたので弁護士の方に相談した次第です

青山学院法科大学院卒で弁護士の雨宮真歩先生に話によれば、

**「第一義的には個人の問題。学校法人青山学院や大学側に責任はない。
お互いの利害によって敵・味方に分かれ争うこともあるが、
大学側は何もしない・してくれないが基本姿勢。**

**高校までは学校側の責任を追及するケースはあるが大学生は話が別。
学生と大学側の在学契約では大学生主体の課外活動に法人関与はしない。
早慶ほか他大学のスポーツ事故や過去判例でも法人関与はしていないのが一般的。**

**但し、青学でいえば駅伝のように大学の広報的活動を担うケースもあるので、
都度、考えることになり大事な問題意識。**

**何か起きた際にいかに行動するかを大学側を事前に協議し
情報連絡できる体制を確認しておくことをお勧めします」**

という結果でした。
あれこれと30分程度話できましたが、結論は上記の通りです。

今後ですが、本件は、
ラクロス部顧問の熊谷先生にも相談しておきたいと思ったり
現役チームから大学の学生課、或いは、体育会OBOG連合会でも
課題意識を共有し、大学側と然るべきアクションを事前共有すると一旦は
安心かと思っていますので、引き続き検討していきたいと思ったり。

**ガバナンス（治め方）・コンプライアンス（倫理）の意識の元で
弁護士手配とラクロス保険（強化）・費用を整理しておきたいと思ったり。**

現幹事会メンバーには時間的な制約があるので、
各代表ほか誰かこの分野を整理できる人が募ればと思っています。

追伸)
同窓祭パンフの参加団体名の中に、ラクロス部OBOG会・17号館17501教室と
記載されていたので驚きました。
10時時点では誰も教室にはいませんでしたが、パンフだけみれば、ラクロス部OBOG会は
同窓祭に参加しているようです。
誰か事前申請していたのでしょうか？

集客利用

**とはいえ、卒業して初めて同窓祭を知り現場に出向きましたが、理事長や学長も参加され
多種多様に青山学院を感じる事ができ盛り上がっているのも、
来年は積極的にこの場を活用してもおもしろいかも、と現場で素直に感じました**

校友会やアイビーホールでの懇親会も開催されており、朝9時-21時まで
終日過ごそうとしても飽きずに過ごせるのでいろいろと楽しめそうですよ

それでは、明日の産業勉強会はいよいよOG1期が講師です。
青木さん、江幡さんのお陰で大きく関係者を巻き込んでいける夜になると
いいですね

Tatsuya (Krsna) Nukuyu / 温湯 達也
トヨタ自動車株式会社 調査部 経済・市場調査室 主査
Mob. +81-(0)50-3165-9347
[E-mail tatsuya_nukuyu@mail.toyota.co.jp](mailto:tatsuya_nukuyu@mail.toyota.co.jp)
Dir:+81-(0)3-5800-7227 Fax:+81-(0)3-3817-9033
Address: 4-18, Koraku 1-chome, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8701